

議員提出議案第 1 号

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年10月7日提出

提出者 熊本県議会議員

西 聖一
岩田 智子
茅村香代子

熊本県議会議長 高 野 洋 介 様

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書

防衛省において、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル「12式地对艦誘導弾能力向上型」(地上発射型)の配備が決定された。このミサイルは、朝鮮半島の全域や中国大陆の一部までを射程内とするため、射程内にある国からは大きな脅威となる。その結果、新たな長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性は否定できない。

健軍駐屯地は住宅街に隣接し、周辺には小中高の学校が複数あり、病院や大型商業施設が密集する市街地である。このような市街地エリアに対して戦略的ミサイル等を配備することは、有事において住民の日常の生活環境が攻撃目標となる危険性を高め、地域住民の生命・財産を過度に危険にさらすものである。国際紛争の現実においても互いの国の軍事施設を攻撃し、周辺住民の多くが巻き添えになった。

2022年に政府が安全保障関連3文書を改定したことにより、我が国が反撃能力を保有することに至った。敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備等が、国の安全保障政策の一環であったとしても、配備地が人口の集積した市街地であること、また、地元自治体や住民への十分な説明がないまま進められていることについて、地域住民の間に深刻な不安と懸念、不信感が広がっている。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されることを強く要望する。

記

- 1 配備の目的・内容・安全性・法的根拠等について、熊本県及び熊本市住民等への丁寧かつ透明性のある説明を速やかに行うこと。
- 2 住民の生命・財産の保持等にかかわる重大な政策決定にあたっては、住民の声を十分に聴取し、地域理解に最大限努力すること。

- 3 健軍駐屯地は人口密集地内にあり、周辺には住宅地、学校、医療施設等が集積しているため、ミサイル配備に伴うリスクを再検証し、配備には慎重な判断を行うこと。
- 4 健軍駐屯地周辺住民に対する緊急避難場所の整備や緊急避難計画の策定を直ちに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊 本 県 議 会 議 長 高 野 洋 介

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
防 衛 大 臣	中 谷 元 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様